

参考資料3

各国の実用新案制度の比較

| | 日本 | ドイツ | フランス | 韓国 | 中国 | 欧州 | 欧州 |
|----------|---|---|---|--|--|---|--|
| | 実用新案法 | 実用新案法 | 知的財産権法 | 実用新案法 | 特許法 | 実用新案制度調和指令案 | 共同体実用新案(案) |
| 実体審査 | 無審査主義(基礎的要件審査のみ)(6の2、14) | 無審査主義(基礎的要件審査のみ)(8) | 無審査主義(基礎的要件審査のみ)(611の2) | 無審査主義(基礎的要件審査のみ)(12,35) | 無審査主義(基礎的要件審査のみ)(40、細則44) | 無審査主義(15) | 無審査主義 |
| 権利付与対象 | 物品の形状、構造又は組合せに係る考案(1) | 方法及びプロセスを除く全ての特許可能な発明(2) | 全ての特許可能な発明(611の10) | 物品の形状、構造又は組合せに係る考案(5) | 製品の形状、構造又はそれらの組合せに係る実用に適した新規な技術的考案(細則2) | 生物材料関連発明並びに科学的・医薬的物質及び科学的・医薬的方法に係る発明を除く特許可能な発明(4) | 物及び方法 |
| 存続期間 | 出願日から6年(15) | 出願の翌日から10年(23) | 出願日から6年(611の2) | 出願日から10年(36(1)) | 出願日から10年(42) | 出願日から最長10年(出願日から6年間、更に2年*2回の延長可。ただし、1回目の延長時にサーチレポート要)(19) | 出願日から10年 |
| 評価書制度 | 【義務】権利行使に先立ち、技術評価書の提示を義務化(29の2) 第三者請求可(12) | 【任意】出願の対象の保護適格性を判断するに当たって考慮すべき引例のリストから成る、サーチレポートの発行請求が任意で可(第三者請求可)(7) | 【義務】侵害訴訟を提起する場合は、サーチレポートの提出要(615の6) 第三者請求可(612の15) | 【義務】権利行使に先立ち、技術評価書の提示が義務(44) 第三者請求可(21(1)) 技術評価の結果、進歩性欠如等の取消理由がない場合、登録維持決定がなされ(25(2))、取消理由がある場合、登録取消決定がなされる(25(1)) 取消決定に不服の場合、審判請求可(54) 取消決定前には意見書提出の機会が与えられ、その際に訂正可(25(3),27) | 【求められれば提出】実用新案権者が請求(細則55)侵害訴訟を提起する際、裁判官の求めに応じ、権利者は庁に検索報告書作成を請求、裁判官に提供しなければならない(57) | 【義務】権利行使時、サーチレポートの提示が義務(16(4)) 第三者請求可(16(1)) | 【義務】権利行使時、サーチレポートの提示が義務 第三者請求可 |
| 訂正の範囲 | 請求項の削除のみ(14の2) | 請求項の削除のみ | 権利が付与された日以降は新たな請求範囲の提出不可(612の13) | クレームの減縮、誤字の訂正、不明瞭でない記載の明確化(27(2)) | 無効宣告請求の審査過程において訂正できるが保護範囲の拡大は不可(細則68) | 不明 (条文に記載なし) | 不明 (記載なし) |
| 特許制度との関係 | 【二重出願不可・二重登録不可】特許出願は原則として出願日から5年6月以内に実用新案登録出願に変更可(10) 実用新案登録出願は特許庁に係属中であれば特許出願への変更可(特46)但し出願日から3年以内(特46) 出願の変更があったときは、もとの出願は取り下げたものとみなされる(10,特46) | 【二重出願可・二重登録可】先の特許出願と同一の考案について、特許出願の処分又は異議申立手続終了の後2月以内に、特許出願に係属する出願日を実用新案登録出願のために主張することができる(5(1)) 先の実用新案登録出願日から12月以内に優先権を主張して特許出願を行うことができる(特40(1)) この際、先の実用新案登録出願は取下げられたものとみなされない(特40(5)) | 【二重出願・二重登録については不明】実用新案出願は特許出願変更不可(特許から実用新案への変更は可(612の15)) | 【二重出願可・二重登録不可】特許出願人は特許出願の係属中、実用新案登録出願を行なうことができる(17) 実用新案登録出願人は出願後、実用新案権設定登録後1年になる日まで、特許出願を行うことができる(特53) 先に実用新案権が発生している場合、実用新案権を放棄すれば、特許権の設定登録がなされる(特87) | 【二重出願不可、二重登録不可】同一出願人の特許出願と同一の発明創造であって、同日の実用新案出願が権利化されている場合、該実用新案権を放棄すれば、特許権を登録することができる(審査基準第2部第3章) | 【二重出願可、二重登録不可】同一発明は特許と実用新案のいずれも形成する(23(1)) 同一発明に対して特許が与えられ公開された場合、実用新案は無効(23(2)) | 【二重出願可、二重登録可】同一発明対象については特許と実用新案の二重保護を認める |
| 備考 | 平成6年1月1日から無審査制度を採用。 | 現行の保護対象、保護期間とした1990年7月1日から、実用新案登録出願件数は増加している。 サーチレポートは実用新案登録出願又は登録実用新案に対して請求(7(1)) なお、特許出願においてもサーチレポートを請求できる(特43) | 実用新案証を受領するためには、実用新案証出願を行う。 特許出願後18月以内にサーチレポート請求がなければ自動的に(612の15)、特許出願後自発的に変更(612の15)、の3通りがある | 技術評価は登録実用新案に対して請求(21(1)) 技術評価の請求は1回限り(21(4)) 技術評価の請求は全請求項に対してのみ可(21(1)) 無効審判の中での訂正(49の2)のほか、訂正審判も設けられている(51) | 特許法は、特許、実用新案及び意匠について規定 検索報告の請求は、実用新案権を付与する決定が公告された後に行ななければならない(細則55) | 1999年の修正指令案 | 2001年に骨格のみ提案。 2002年3月1日発表の諮詢結果によると、回答者の75%が案に反対 |